

弁護士による「心配ごと相談所」を開設します

☎ 町社会福祉協議会 ☎ 62-6428

弁護士による無料の「心配ごと相談所」を次のとおり開催します。悩み事を持つ方であれば誰でも相談できますので、お気軽にご相談ください。

相談にあたっては、事前予約が必要になりますのでお早めお申込みください。予約人数を超えてしまった場合は調整をさせていただきますのでご了承ください。

- 日時 3月8日(月) 10時～正午
- 場所 町老人福祉センター
- 相談員 滝田三良弁護士



稲作農家の皆様へ 飼料用米に取り組みましょう！

☎ 産業課 ☎ 62-2118

食生活の変化や人口減少等に加え、コロナ禍により米の需要は急激に減少しています。令和3年産米の生産量は需要量を大きく上回る可能性があり、米価下落が予想されます。

稲作農家の皆様はぜひ、経営リスク分散のため、飼料用米への転換をご検討ください。

令和3年産の飼料用米については、3月下旬以降にJA夢みなみ鏡石支店等で申込みができます。

※飼料用米（複数年契約）に関する交付金等収入（予定額）は、下表のとおりとなります。

区分	金額(円/10a)
国交付金(戦略作物助成) A	80,000
国交付金(複数年契約加算) B	12,000
産地交付金(地域枠) C	5,000
町補助金(一般品種) D	5,000
合計 A+B+C+D	102,000

町営住宅「境団地」入居者を募集

☎ 総務課 ☎ 62-2117

町では、町営住宅「境団地」の3月以降の入居者を次のとおり募集します。

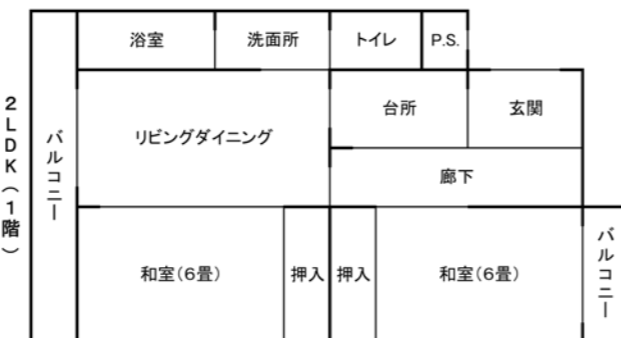
- 募集戸数
境団地 2戸
(2戸ともにA棟 1階 2LDK)
- 入居申込資格者
次の①～⑦の条件をすべて満たす方となります。
①単身世帯でない方
※特例による単身世帯の入居申込資格に関しては、総務課までお問い合わせください。
②住宅に困窮していることが明らかでない方
③現在、町内に住所または勤務場所がある方
④町税等の滞納がない方
⑤月々の収入(控除後)が入居世帯で158,000円を超えない方(未就学児や障がい者等がいる世帯は214,000円)
⑥入居者及び同居者が暴力団員でない方
⑦県内在住1名の連帯保証人をつけられる方

●申込みまでの流れ
入居申込資格の有無を確認し、記入内容及び必要書類をご説明します。

●申込受付期間
2月4日(木)8時30分～3月4日(木)17時まで

●選考方法
入居者選考委員会にて申込者の資格審査や居住現況等を審議し入居者を決定します。

【間取り】



広 告

甘熟いちご 石井いちご園

贈答用委託発送承ります！

石井文訓
福島県岩瀬郡鏡石町高久田123
TEL0248-62-3917 FAX0248-62-6030
URL <http://www.ishii-farm.com>

自動車の登録等の手続きは運輸支局へ

- ☎ 【自動車の登録について】
東北運輸局福島運輸支局
☎ 050-5540-2015
- ☎ 【自動車税(種別割)について】
県中地方振興局県税部課税第二課
☎ 024-935-1261

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の登録名義人に課税されます。

自動車を譲渡、廃車等した場合は3月31日までに運輸支局で手続きを行ってください。また、転居した場合は車検証の住所変更を運輸支局で行ってください。住民票を異動しても車検証の住所は変更されません。

自動車税(種別割)を納めた時に交付される領収書には、納税証明書が付いています。車検時に必要となりますので、リサイクル券と一緒に大切に保管しましょう。登録手続きを依頼した場合は、登録が済んでいることを必ず確認しましょう。

「男の料理教室」開催

☎ 花みずき会 会長 稲田 ☎ 62-3702

町内在住または町内に勤務されている60歳以上の男性の参加をお待ちしています。

- 日時: 3月14日(日)9時30分～
- 場所: 勤労青少年ホーム調理室
- 会費: 500円
- 持参物: マスク、エプロン、バンダナまたは三角巾

一般廃棄物処理施設の設置等計画に関するお知らせ

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成30年4月福島県生活環境部産業廃棄物課)第10条第1項の規定に準じて、下記1の者より一般廃棄物処理施設等設置事前協議書が福島県へ提出されましたのでお知らせします。
令和3年2月4日

- | | |
|--|--|
| <p>1 事業者
(1) 氏名 株式会社釜屋 代表取締役 近藤 宏樹
(2) 住所 福島県須賀川市森宿字安積田1番地1</p> <p>2 設置場所
鏡石町成田東9番</p> <p>3 処理施設の種類の種類等
(1) 処理施設の種類の種類 ごみ処理施設(圧縮処理)
(2) 処理する一般廃棄物
廃家庭用電化製品の解体で生じる金属くず及び廃プラスチック類
(3) 処理能力 6.6ト/時(52.8ト/日(8時間))</p> | <p>4 その他
(1) 事業者は、2の場所において、既に産業廃棄物指定処理施設の設置許可(平成16年11月12日)を受けて産業廃棄物の処理を行っていますが、新たに、廃家庭用電化製品の解体物である金属くず及び廃プラスチック類を圧縮処理して再生原料として売却するために、当該事業計画書を提出したものです。
(2) 県では、今後必要な審査を行った上で、当該一般廃棄物処理施設の設置の可否を決定することとしています。</p> |
|--|--|

●問い合わせ先 福島県県中地方振興局 県民環境部環境課 ☎ 024-935-1502

くらしの情報

- information -

廃車等の手続きはお済みですか？

☎ 税務町民課 ☎ 62-2114

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車やバイク、トラクターなどを所有している方に課税されます。

廃車や名義変更等の手続きは3月31日までに完了するようお願いいたします。既に使用されていない車両や処分されている車両でも、手続きが完了していない場合は翌年度も引き続き課税されますので、ご注意ください(車種により管轄機関が異なりますので、確認の上、手続きをお願いします)。

※グリーン化(環境への負荷を低減するための施策)を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については「重課税率」が適用されます。

自動車の種類	代表的な自動車	管轄機関
軽自動車	軽トラック 軽乗用車	軽自動車検査協会 福島事務所 ☎ 050-3816-1837
小型特殊自動車	フォークリフト 農耕トラクター	税務町民課 ☎ 62-2114
原動機付自転車	バイク(125cc以下)	福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015
上記以外の車種	乗用車、バス、トラック、オートバイ	福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015